

改正水道法に関する新聞報道の定量調査と広域化・官民連携の現状に関する研究

九州大学工学部 学生会員 川端健太
九州大学工学研究院 正会員 広城吉成

1. 背景・研究目的

日本における水道の普及率は97%を越え、水道事業は拡張整備を前提とした時代から、既存の水道の基盤を確固たるものとしていく時代に変化している¹⁾。しかし現在、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や耐震化の遅れ、多数の経営基盤が脆弱な水道事業者の存在などの課題が山積している。このような課題の解決を図るために、水道事業の基盤強化を趣旨とした改正水道法が2018年12月に成立した。

本研究では、2018年1月～2019年9月における新聞記事の単語別記事数調査から国民の改正水道法に対する印象・関心度を考察する。また、水道事業の実際と改正水道法の具体的な内容を整理するとともに、広域化と官民連携についての利点・課題を示し、水道事業に対する意識の向上に寄与することを目的とする。

2. 新聞記事数調査から見る世論形成

本研究では、初めに、改正水道法及び水道事業に対する国民・新聞社の関心度の定量的な調査を行った。

表1に示す語句の組み合わせで読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、西日本新聞の4紙（全国紙・地方紙）について、2018年1月から2019年9月までの期間における記事数の調査を行った。水道法の改正が行われた2018年12月の一か月間に関して、「コンセッション」や「民営化」を含んだ記事数が同じく改正内容の柱の一つである「広域化」を含んだ記事数よりも多く、官民連携に新聞社の意識が傾いていたことが予測される。次に、改正水道法に限らず、水道事業に関連する新聞記事の数量調査を行った。図1(a), (b)に示すように、「水道」+「コンセッション」と、「水道」+「広域化」の単語の組み合わせで調査を行ったとき、改正水道法が成立した2018年12月と、2019年3月、4月に記事数が増加していた。2019年3月、4月に関しては、新聞社による地方統一選候補者等へのアンケートが実施されており、新聞社の水道コンセッション・広域化への関心が一時的に高まっていたと考えられる。しかし、選挙終了後、記事数は減少しており、新聞社・国民の水道事業に対する関心が低下したことが推察された。

表1 改正水道法に関する新聞記事数調査結果

検索ワード	「水道法」+「改正」				
	+「コンセッション」	+「民営化」	+「料金」	+「水質」	+「広域」
記事数が最多の月	2018年12月	2018年12月	2018年12月	2018年12月	2018年12月
記事数	39件	56件	39件	20件	26件

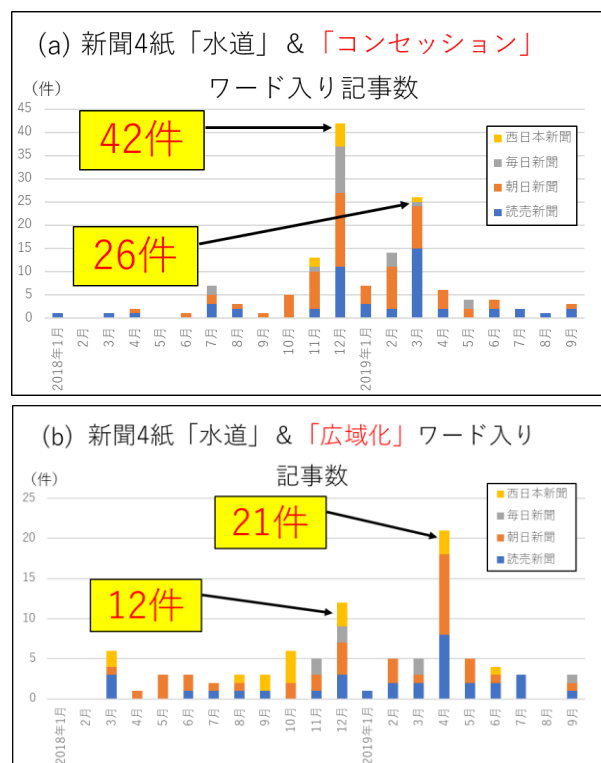


図1(a),(b) 水道事業に関する新聞記事数調査結果

3. 広域化の利点と課題

水道事業の広域化によって期待される効果と、それらの効果によって事業に及ぼされる影響を図2に示す³⁾。本章では表1の調査で「広域」よりも記事数の多かった「料金」に関する課題について検討する。水道料金は各事業体によって設定され、地理的要因・社会的要因によって、隣接する自治体間でも大きな料金格差が存在している場合がある。図3(a), (b)に全国市町村における水道料金(H29年度、使用水量10m³、口径13mm)の階級区分図を示す^{4),5)}。北海道や本州山間部において、料金が高めとなる傾向が見て取れる。図に示した市町村の中で例を挙げると、兵庫県赤穂市(367円)と比較して、北海道夕張市(3041円)では約8.3倍もの料金格差が生じている。著しい料金格差は、地域間不平等感に繋がる可能

性があり、企業誘致の際の障害と成り得る。広域化は、一事業体内での水道料金は同一であることが望ましいという観点及び、施設運用の合理化等により料金格差の解消を狙っていると言える。料金格差の均衡化に当たっては、水道料金が安い地域の住民が不利益を被る可能性があり、行政は当該地域の住民の理解を得るための十分な説明を行う必要がある。

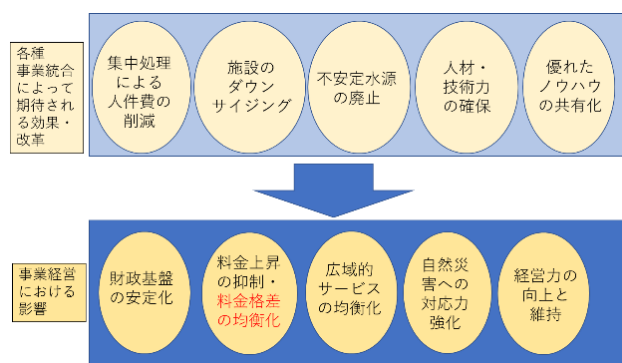


図2 広域化による効果・影響³⁾

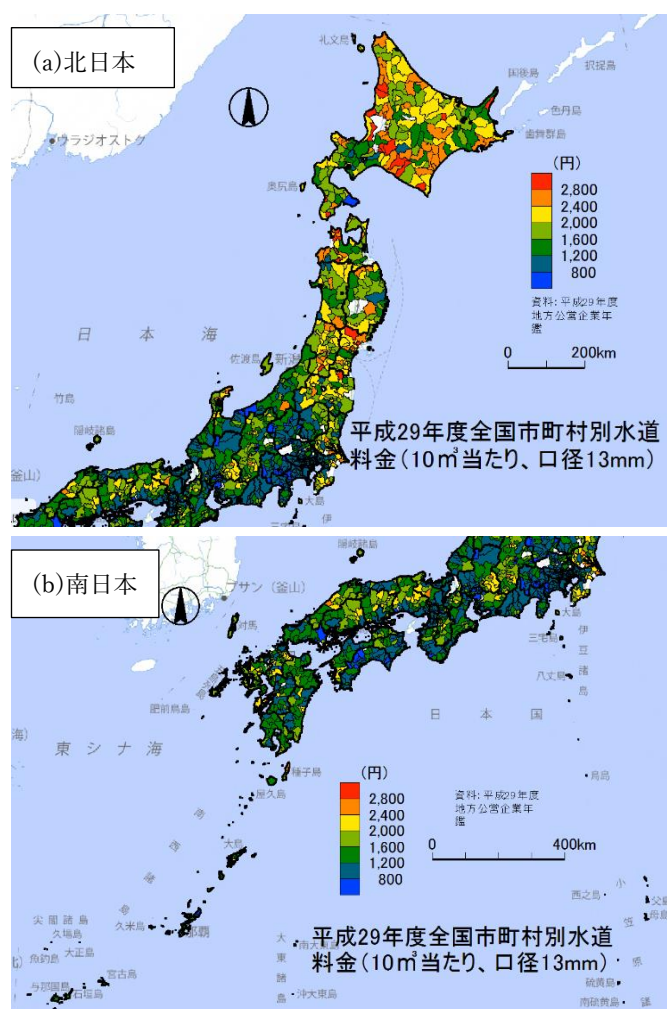


図3 (a), (b) 全国市町村別水道料金階級区分

4. 官民連携（コンセッション方式）の現状

改正水道法では、地方自治体が水道施設の所有権を有した

まま、民間企業に運営権を設定できる、所謂コンセッション方式の導入が容易となった。わが国での上水道事業におけるコンセッション方式の導入は未だ例がないが、2019年12月に宮城県において、同県が管理する用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の運営権を民間企業に設定する「宮城県上工下水一体官民連携運営事業」の導入を可能とする条例案が可決された。しかし、料金収入が民間企業に収められることや、行政側の技術力の維持などについての市民の不安の声もあり、行政の丁寧な説明が今後も求められるとともに、市民の側からも水道事業に関心を持ち、疑問点を投げかけていくことが重要であると考えられる。

5. 結論

新聞社・国民の水道事業に対する関心は、改正水道法成立時や地方統一選以後、低下したことが推察された。水道事業は固定費が営業費用及び資本費用の大部分を占める事業であり、支出の大幅な削減を図る手段としては、ダウンサイジングに伴う小規模施設の廃止などが挙げられる。ダウンサイジングをスムーズに行うためには、周辺自治体との連携による事業統合・広域化が効果的であるが、水道料金格差の均衡化に伴う一部住民の不利益においては、行政の十分な説明が必要となる。また、広域化や官民連携による人員の削減と、豊富な技術を有する世代の職員の退職期が重なると、行政側の技術の継承が難しくなる。日本の水道事業は大きな転換期を迎えており、国民一人一人が水道事業により関心を持ち、行政側は施策を積極的に住民に発信することで相互理解を深めていくことが必要である。

6. 参考文献

- 1) 厚生労働省：水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の背景・概要 水道を取り巻く状況、
<https://www.mhlw.go.jp/content/000463052.pdf>、（2019年12月24日取得）
- 2) 厚生労働省：水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の背景・概要 概要、
<https://www.mhlw.go.jp/content/000505471.pdf>、（2019年12月24日取得）
- 3) 石原俊彦、菊池明敏著：地方公営企業経営論 水道事業の統合と広域化、p.192、2011年。
- 4) 総務省：地方公営企業年鑑、2019年。
- 5) 総務省：簡易水道事業年鑑第41集、2019年。